

生涯学習理念に基づく高等教育改革

今野 雅 裕 (政策研究大学院大学教授・文部省生涯学習調査官)

ご紹介いただきました今野でございます。政策研究大学院大学という新しい大学に務めております。併任ということで、文部省の生涯学習局の調査官もしております。政策研究大学院大学といってもご存じない方も多いと思います。国立で1番新しい99番目の大学院だけをもつ大学ということで、既に法律設置されております。学生の受け入れは来年度からということで、今その準備をしております。各教員は、政策研究大学院の母体となりました埼玉の政策科学研究科、これも独立研究科でございますが、ここに併任務発令になり、今、埼玉大の政策科学研究科の担当をしております。キャンパスは計画中なのですが、新宿の若松町に、前に大蔵省がもってございました税務大学校がありましたに移転になって空き家になっておりましたところを改修をして、とりあえずここに数年入ろうということになっております。この4月からは、新宿の新キャンパスに移って、埼玉大の政策科学研究科の授業を行う予定になっております。近くなりますので、ぜひ皆さんもお寄りいただければというふうに思っております。政策研究ということで各省庁から現役の行政官が何人か来まして、アカデミックスの専門の先生方と一緒に、いろいろな生きた政策研究をしようという心構えで出来ている大学でございます。来年度から本格的に学生を受け入れて、新しい教育をするということになっております。教育の内容ばかりでなく、新しいタイプの管理・運営も含めて、全国の先頭を走っていきたいというふうなことで、私共の大学では全員参加の教授会というのは今のところ年2回位の形にして、各セクションの代表的な教員によります常任委員会というふうなものが、いろいろな学内の決議なども中心にやって、そして全体の教授会と連携をはかりながら運営をするという新しい運営の仕方もしております。様々なそういうことも含めて、新しい試みを積極的にやろうと思っている大学でございます。馴染みがないんですが、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、私の今日の話ですが、お手元のレジメに基づいて最近の生涯学習に関連する政策についてお話をさせていただきたいと思っております。

生涯学習全般についての大きな目標ですけれども、既にご承知のように生涯学習審議会の答申等で明らかにされていますように、生涯学習社会の構築という言葉でいっております。中身はそこにありますように、漠然とした方向性ですけれども、生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果で適切に評価されるような社会をつくっていかうということです。

その大きな目標にそって、様々な分野で生涯学習政策を進めていこうということになっております。かつては、いつでもどこでも自由に学習することができるということが、生涯学習としての最大の目的だったと思います。しかし、ご承知のように臨教審以来、学習をしてその成果が評価されるような方向も目指す必要があるということで、臨教審以降、中教審、生涯審と関係の答申が続いてきますけれども、大きなテーマの1つとして評価という問題も加わってきています。そういうことで、学習機会の提供と学習成果の評価というシステムをどうつくるかということについて、いろいろ政策を展開していかなければいけないと思っております。生涯学習という言葉は、全国津々浦々いろいろなところで国民の皆さんに馴染んだものだと思いますが、人によって受け取り方が様々です。使う場合も、それぞれの使い方が非常にマチマチになっております。社会教育の分野ですと、社会教育の別名ではないのかとか、あるいは老人のための教育のことをいうのではないかというような受け取られ方もとても多い。都道府縣市町村の担当者も、どういうふうに社会教育と切りわけしていったらいいのかということで今でも議論になっております。元々は生涯教育ということで出発したわけですが、臨教審の議論以来、文部省ではほとんど生涯学習という言葉で、従来の生涯教育も含めて意味をもたせて使っているということです。かえって整理のしにくい面もあるかと思いますが、ここでは生涯学習の使い方として、生涯にわたる学習という通例の使われ方。そしてもう1つ、生涯にわたる学習が適切に各自に提供されるように、社会の様々な教育、あるいはそれ以外の教育に関わるシステムがトータルに変革をして再構築していかなければいけない。そういうことによって初めて個人の生涯にわたる学習が確保される。そういうことから、生涯にわたって学習が十分にできるようにするための改革の理念というふうにとらえていったらいいのではないかと思います。そして、改革の理念として考える場合に、どんな改革が出てくるのかということ全体を整理するために、ここでは3つの観点から考えていったらいいのではないかと思います。結局、多様な学習機会を社会の中でどのように確保していくかということですが、生涯学習のスローガンは、「いつでも」「どこでも」「誰でも」学習できるようにということです。これを視点として考えていったらどうなるだろうかということを考えてみたいと思います。

まず、「いつでも」学習できるようにということを実際に確保するためには、従来の教育制度、あるいは様々な教育機会の提供ということだけではすまないわけです。本当にいつでもできるようにということを確認するためには、様々な改革が必要になってくるだろうと思います。ですから、人生のどの時期でも、あるいは1年間、あるいは1日の中でもどの時間でも自由に学習ができるように、制度、その他をいろいろ改善しなければいけないというのが第1番目に出てくる命題ではないだろうかと思います。大学に当てはめて考えてみますと、生涯のいつでも学習できるようにということからしますと、社会人の入学を促進する、いわゆるリカレント教育を促進しなければいけないということが出てきます。あるいは、履修の形態にしても、定時制、通信制というふうな多様な履修形態が行われるべきということになります。また、昼夜にわたっての開校というような、時間にかかわる、あるいは生涯に係わる面で様々な制約をどう少なくしていくか。そのための改革をどうもっていくかというのが、まず第1番目の視点で出てくると思います。

それから、「どこでも」の部分では、場所の制約からの開放といいますが、いつでもできるようになるためにはどんなことが必要なのかという課題意識です。生涯学習は個人の学習が中心になるということで、非常に多様な学習ニーズがあるわけです。それに的確に対応するということがなると、どうしても個々の教育機関だけで全部カバーするというのは難しいことになります。様々な教育的な機関が相互に連携をして多様な学習機会を提供するという必要が出ています。どこでもということからは、ネットワークを形成するというふうなこと。あるいは当該教育機関以外での様な活動を認定していくというふうな横のつながりを拡充していかなければいけないという視点が出てくると思います。そして、3つ目は、「誰でも」というところにかかわるわけです。しばしば制度化された教育の中では、学校の入学資格その他が非常に問題になってきます。誰でもということを考えていきますと、様々な形式的な制約をなるべく小さくして実際に誰でもが学べるようにしていく必要があるのではないかと出てくると思います。学習者個人の自主的、自発的な学習を前提に多様な選択を広げていくということです。こういうことからしますと、入学資格を弾力化させよう、あるいは高等教育機関では比較的横の流れ、あるいは縦の継続が難しいということがありますから編入学なども認めていかなければいけない。あるいは正規以外の様々な科目等履修とか、正規に学べないものについて短期、長期の、今は違う履修の仕方を認めるとか、そういうものが出てくるのではないと思うわけです。生涯学習という考え方から、いろいろなところで、従前の教育制度その他を手直ししていかなければいけないことになると思います。それを体系的に考えていく1つの軸として、いつでも、どこでも、誰でもということを目安にして具体的な政策を考えていったらいいのではないかと考えています。

多様な学習機会を提供するというだけでなく、生涯学習社会の構築を進める上で、臨臨審以来、学習成果という問題がクローズアップされてきております。学習成果の活用、あるいは評価というものについても新たに具体的なシステムを構築していかなければいけない段階になっているのではないかと考えております。学校以外での多様な学習活動、社会教育活動など多様な学習による成果、そういうものをどう評価していくのか。あるいは、どう評価すべきなのか、できるのかということを含めて新しいシステムを検討していかなければいけないと思っております。この点については、生涯学習審議会の審議テーマになっております。生涯学習成果の活用方策についてということで、一昨年来、議論が続けられております。昨年度の段階で、ほとんど議論がまとまっておりましたが、その後、文部省の人事異動等があり体制が変わりましたので、少しづつめが遅れておりました。改めて、この5月にも中間的に報告を出して、6月に正式の報告にするという段取りで最後の調整をするところとなっております。これについては、また、生涯審の答申をご参考にしていただければと思います。

生涯審のことで申し上げますと、高等教育の全般的な位置づけということが、平成8年の答申の中で触れられております。平成8年の答申は、生涯学習を進める教育機関全般について様々な政策提言を行ったわけです。この内、高等教育については、生涯学習社会実現のためには不可欠な機関としてキチンと位置づけなければいけないということをいっております。それに関連して、具体的方策、今日申し上げるようなことも含めて議論がなされております。大きくは、全ての年

年齢層のための教育機関としての位置づけの必要ということです。要するに、大人のための大学に変わっていかねばいけないというようなこと。それから、地域で身近な求められる役割、地域への貢献という観点で新しい仕事をしていかねばいけないというふうなこと等が答申されております。ということで、いつでも、どこでも、誰でも、ということを実際に進めていくためには、どんな具体的な施策が必要になってくるだろうかということで、以下、具体的にお話をさせていただきます。

いつでも学べるようにするための改革、施策というのはどんなものがあるか。あるいは今、文部省としてどういうふうに対応しているか。あるいは、これからどんなことを対応すべきかという話になるかと思います。まず、いつでも、にかかわって、放送大学の拡充ということがあります。ご承知のようにCSの放送を活用しまして、全国放送化ができております。4～5万円で受信装置がつけられます。今まではほとんど首都圏だけでしたので、なかなか全国的な普及は学生数の面でも進んでいなかったのですが、いよいよ全国化をされたということです。今、放送大学の職員が丸丸となって全国に出向いて普及活動に取り組んでおります。まもなく、その実績が上がってくるだろうと思っております。放送大学の拡充というのは、生涯学習局の中でも第1番の施策として位置づけています。最近の改善事項は、放送大学は教養教育がメインですが、ニーズとしてはいわゆる一般の教養だけではなく、職業絡みに役に立つ学習がもっとできないだろうかということがあるわけです。最近では教員免許状の上進にあたって必要な科目が開設されておりますし、あるいは、図書館司書の資格に関わる授業。あるいは社教主事の資格に関わる授業を拡充し活用を促すというふうなことをしております。新しいところでは、高校生にも視聴してもらおう、そして、正式の高校の単位にも認めてもらう。そういうふうなことで、今年の2学期からになると思いますが、専科生、科目履修生というものの入学資格を15歳以上というところまで下げる。こういうことで、高校生に正式に学習をしてもらい、高校の単位の一部にしてもらうという制度を開こうということです。それから、放送大学全国化に伴って学習センターも整備をしてきておりましたが、全都道府県に整備が終わりました。一応、県に1つということで進めたわけですが、地域によりましてさらにサテライトといいますか、2つはできないので別の形で足掛かりをつくりたいという意向も地元からありまして、11年度は旭川と北九州にサテライトをつくっております。あるいは、学習が進んでいきますと、県に1つということでは足りないということがあるでしょうから、こういう形で身近なところにもっとセンターのサテライトをつくっていくというのも1つのやり方ではないかと思っております。それから、希望としては、いわゆる教養科目だけではなく様々な職業能力養成にかかわる授業科目へのニーズが非常に強くなっています。放送大学としても、この面で授業を拡充したいということで、関係省庁等と連絡を取り合いながら、あるいは予算的な措置も含めて協力をしながら、少し拡充したいということで検討しております。それから、通信の大学院課程の制度化が成りましたので、放送大学についても修士課程が必要ではないかという議論が出ております。文部省では、放送大学全体の学習者の数が十分に増えておりませんので、すぐに修士課程というのは少し早いのではないかという議論もあります。逆に、修士課程をそういうことで拡充の1つの切っ掛けにしたいということもあります。

何れ、放送大学の修士課程というのは、ニーズがあるということで、ぜひ検討して進めたいという思いを個人的には強く思っております。文部省も、おそらくそういう方向で進んでいくのではないかと考えております。

次の2ページになります。いつでも学べるということを含めていきます場合に、社会人の入学ということが大きな課題になります。今のところは一般の大学院、あるいは学部でもそうですが、一般の教育課程の中で社会人にも履修してもらおうということがメインですが、これからは、もっと社会人教育ということを進めるということであれば、もっぱら社会人を主な対象とするような課程というのを積極的につくっていく必要があるのではないかと考えております。政策研究大学院、あるいは前身であります埼玉の政策科学研究科も、ほとんど社会人だけです。時々、学卒の受験者もありますが、社会人のための職業人養成、ミッドキャリア養成を主眼としている大学院であるということで、通常のケースは結果的に面接等も含めて落ちてしまう場合が多いということで、社会人の大学院研究科として運営をしております。こういう社会人を主たる対象とする教育課程が、もっともっと増えてきていいのではないかと思います。旧制の帝大系で大学院重点化の関係で、東大の専修コースのように主に社会人対象のコースが、いくつかの大学でできております。こういうものも拡充をしていく必要があるんだろうと見ております。それから、いくつかそこに上げましたように、特に社会人ということで強調をして運営されているところもあります。学卒メインで、若干社会人を受け入れるという形から、もっと本格的に踏み出す時期に入っているのではないかと。あるいは、そういうものについて国でも、支援ということにもっと力を入れてもいいのではないかと考えております。

3番目は、今までもよくやられている制度ですが、社会人特別選抜、これはもう十数年になります。平成9年度で、資料にありますような入学者の数です。なかなか大きく増えないというところですね。大学院で6千人位ということで、様々増やしていかなければいけないのではないかと。本来のニーズに対応できないのではないかと考えております。入試の段階でいろいろ工夫が要るわけですね。例えば、私のところでは今度、本格的に社会人を受け入れる大学院として、入試の仕方いわゆるAO入試ということで、きちっと組織をつくって年中对応しようというようにしています。いつでも受けたい人については受け付けるという体制をとろうと見ております。入試のあり方については文部省の通知等がありますので、そういう形で行うということになると、特別に文部省と協議があるのかなと見ておりますけれども、何れ社会人について様々な配慮が必要であるとすれば、当面そういうことから進めていこうと見ております。ただ、今までずっとやってきているわけですが、なかなか全体的に社会人の入学者が増えていかないという状況があります。教育の内容、方法、就学の形態、いろいろな面で問題があるのだと思います。しかし、本格的に日本の社会の中で、社会人が大学に再び通うということについての全国的な合意といましようか、あるいはそういうものを推進するという社会的な共通理解がないと、個々の制度改善だけでは難しいのかなと思います。そろそろ、今までの成果を振り返りながら、改めて社会人を受け入れる体制、社会的な環境整備も含めて全般的に議論していかなければいけないと見ております。夜間大学、昼夜開校制等、資料のような状況となっております。

通信の関係では、従来から、在学者としては非常に多いけれども、なかなか修了までいかないという問題点がありました。イメージとしても、高等教育のメインから少し離れた周辺的な履修形態という意味合いが、現実的には今まで強かったと思います。これからは通信の進歩、マルチメディアの発達ということで、いよいよ生涯学習時代に入ってきますと、通信というのは明るいイメージの元気のある教育というものに生まれ変わってくるのではないかと考えております。これから従来以上にこ入れを行政としてもすべきだろうと考えております。そういう意味では、すぐに出てきますのは、スクーリングがなかなか実際には難しいということがあります。身近な場所でたくさん受けられるようにする、あるいは都合のいい時間を選択で受けられるようにできるとか、あるいはその他の学習でスクーリングの代替をすることか、あるいは単位数ももうすこし少なくすることか、様々の取り組みがやりやすくなるように、制度の上でも弾力化がいるのではないかと議論をしております。通信制の修士課程については制度ができております。今まで大学院の通信制は無理じゃないかというふうなことが議論されておりましたけれども、大学審の答申で修士課程でも可能だということで制度化されたわけです。今年4月からは5大学で修士が発足します。とても素晴らしいことだと思っております。まだ博士の方については大学審の議論でもまだのようです。実は、生涯審の方では、ぜひ博士の方についても、産業界からのニーズが強い、通信ということになりますと受けられるし、受けたいということが出てくるはずなので前向きに検討してほしいという議論が随分出てきております。今度の生涯審答申の中でも、おそらく大学審に要請をするという形で、何らか言及されるのではないかと考えております。

いつでも学べるようにということになりますと、就業年限の弾力化ということも、ぜひ進めなければいけないだろうと考えております。大学なら4年、マスターなら2年ということではなく、様々にということで、長期、短期の修業年限が設定できるようにしてほしいというニーズが非常に強いわけです。そういう意味で、修士については1年の修士課程というのを、今は非常に優秀な者に限ってという形になっておりますけれども、大学審の答申では一般的に1年の修士課程ということについても前向きの内容が出ております。これはぜひ進めていただく必要があるだろうし、私共の大学などでも、都道府県の行政官を学生としてよんでおりますけれども、都道府県あたりからは2年間派遣するというのは非常に大変だが、これから1年になるということであればぜひ出したいという声が非常に強く出てきております。これも社会人の本格的な導入ということで、非常に有効ではないかと考えております。その変わり、2年分を1年でやるわけですから、私共の大学では変則4学期制ということで、従来の前期・後期にプラスして夏休みと春休みのところも、少し期間は短くなりますけれども授業を設定して、みっちり1年間勉強させるということです。その変わり、修士論文までは無理だろうということで、それに変わるエッセイ等その部分をクリアしていこうという工夫をしながら運営したいと考えております。こういうことがぜひ進められるべきではないかと考えております。同様に長期の在学のコースは、それぞれ仕事をもっていたり、家庭の主婦等もそうだと思いますけれども、びっちり出席するということができにくいということからすれば、都合のいい時に少しずつ出ながら、ゆっくりと在学をするということも認められるべきです。今でもできないわけではありませんけれども、留年という扱いに

なってしまうたり、あるいはそれによって授業料を余計に払わなければいけないというふうなことになるわけです。あらかじめ別の形の履修、長期にわたる履修というものを、きちっと正規に認めていくということがぜひこれから必要ではないかと思っております。

それから、少し似たようなものですが、寄り道、道草型にということです。これは、平成8年の生涯審査申でアイデアとして打ち出したものです。職業等の中にはさんで履修をするという仕方、あるいは受験をして合格した者について、次の年から入学しなければいけないという現行のやり方を改めて、1年なり猶予をして職業につくとかボランティア活動だとかいうことを認めた上で、後年度に入学を認めるようなやり方というものも考えたてはどうかということ平成8年の答申でいわれております。イギリスではこういうやり方で行っている制度があるようです。そういうことも参考にしているわけです。特に、日本の場合には、とかくストレートで入って、ストレートで出て、早く次の段階に進むのがいいというふうな風潮が非常に強いわけです。あるいは、年齢での制約といいますか、そういう意識が非常に強いわけです。そのために学歴だけでなく年齢による制限ということで、非常に息苦しい側面もあります。そういうことで、もう少しゆっくり様々な寄り道といいたいまいしょうか、いろいろな道筋を通ってもきちっと評価されるような形での履修というのが、これからの日本の社会には特に必要ではないかということから、そういうことが提言されております。これもぜひ、提言だけに止まらずに制度化に向けて少し進めていきたいと思っております。以上のところが、いつでも学べるようにするために当面必要になるような改革ではないだろうかということでもあります。

次が、どこでも学べるためにどんなことが必要になってくるかということです。1つは、大学間のネットワークを拡充、拡大していったらどうだろうかということです。既にコンソーシアムの構築ということで、いろいろなところで進められております。これを行政の施策としても促進する方向で手を打つ必要があるのではないかと思っております。そういう意味では、ご承知のように平成8年の段階で国立と公私立の単位互換について、それまでネックになっているといわれておりました授業料の問題については、不徴収ということで進めた方がいいということで文部省の通知が出ております。また、平成10年には、さらに手続きを簡素化するというので、あらかじめの協議というものから事後の報告でよいということで、手続きの簡素化がはかられております。したがって、単位互換については、国立だけでなく公私立も含めて三者でやりやすくなったと思っております。ぜひ、こういう国公私含めての互換が幅広く行われる必要があるのではないかと思っております。ですが、実際にはなかなか国公私で一緒にやろうという動きがあまり多くないようです。他にどういふネックがあるのか、私学の人からはいろいろとそういう働きかけをするのだけれども、国立側からはあまり積極的なお話になってこないのが残念だということをよく聞きます。その他に実際上のネックがあるということであれば、それについても対応していかなければいけないと思います。意識の面以外に、具体的に何かあるのかわかれば、ぜひ教えていただきたいと思っております。大学間のネットワーク形式で進んでいるということをご参考までに上げておきました。それぞれ教育雑誌なり新聞なりに出たものです。目新しいものはないと思いますが、多摩の国立5大学、3ページの京都のケースは非常に有名です。特に、平成10

年には財団法人化をしまして体制が整って、非常に幅広く進んできたということです。平成9年度の段階では43の大学、短大、101科目、3,500人の登録で、市内の全学生の2.5%というところまでいっているそうです。現時点では、さらに、着実に進んでいるというところでもあります。そして、ここでは、授業科目の単位互換というだけではなくて、シティーカレッジという名前で、社会人に正規の授業を聴いてもらい、単位を出す。そして、参加の大学の図書館を利用できるというような、新しいタイプの社会人向けの活動も出てきております。平成10年で30大学、108科目というふうになってきております。それから、小田急線沿線の大学での単位互換協定というような大きなものができている。あるいは短大でも、産能与東横の関係。あるいは千葉では大学、短大含めての大きな制度ができているようでもあります。それから、その下は、正規の単位の互換ではなくて、社会人のためのいろいろな講座とかの実施を協力してやっているというところ。和歌山県では、和歌山大学と県立医科大学と私立高野山大学と国公私立で連携をしてやっています。ここでも、いろいろお金の関係で、なかなか国公私立で足並みを揃えてやるというのは難しいということだったようですが、県が必要な経費を支援するというところで非常に上手く共同での講座が実施されているということを知っています。それから、京阪奈の関係。それから、最近、文部省に相談がありました太宰府のキャンパスネットワークとか、いろいろとできてきていると思います。この他にもたくさんあるわけです。大学がそれぞれの必要に応じて連携を組んでいるところでもありますけれども、国としてもそういうものを促進する何か手だてが必要ではないかと考えております。そんなことで今年、生涯学習局から調査委託を受けておまして、実はこういう大学間の連携コンソーシアムについて全国調査をして分析をしようということです。今日、司会をされております清水先生が中心になって、そういう委託調査をやっているというところ。また、結果が出ましたら皆さんにもご報告させていただきたいと思っております。それから、横の連携ということですが、大学以外の学習成果の単位認定を幅広く進めていこうということでもあります。平成3年の改正の時に、いくつかの学外の学習成果について、大学として単位として認めていいということで制度改革をしました。その時には、告示で何と何と何というふうに上げてあるわけです。当時は、最初でしたので、技能検定等は文部省だけのものに限っておりました。制度が定着していくと、例えば通産省の情報処理技術者の関係であるとか、文部大臣以外の技能検定審査等々、有力なものが他にもたくさんありますので、定着の状況を見て拡充していこうということになっておりました。そろそろ、様々拡充していい時期ではないかと思っております。それから、大学公開講座についても、単位化するのに今非常に苦労してやっておりますので、ぜひこれも大学の判断でやれるような形がいいのではないかとこのように思っております。ボランティア活動は、今は授業に組んでやっていますが、授業以外のものでも認定の対象にするということも必要ではないか。インターンシップも同様であります。そろそろ拡充していいのではないかと思っております。横への連携ということでは、連携大学院がございます。これは、元々は研究機関と連携をすることによって、研究機関の研究機能、教育機能を活用しようということと、そういうところにも

学位授与のメリットが及ぶようにということで、特に理系の大学と研究所の間で連携をして大学院をつくるということが進められてきておりました。最近は、ずいぶん広がってきております。東北大学の場合ですと、県立の歴史資料館、博物館とも連携をしてドクターの一部になるというふうなことがなされております。このところでは、民間のシンクタンクなどと連携をするというところも出てきております。いろいろな形で研究を促進する観点から連携が様々に広がっております。大学以外の機関との連携で新しい博士課程ができるということですから、教育の機会も広がるという意味で、生涯学習の施策とっていいのだらうと思っておりますので少し上げてみました。どこでも学習を保障するというふうなことからすれば、履修する場所も弾力化していいのだらうということで、既にサテライトでの就学について文部省でも基準をつくって認めております。聞いてみますと、本来は結構いろいろな条件があるようです。大学の方ではさらにいろいろな形で、いろいろな場所で学習がやりやすいように進んでおります。むしろ、文部省の考え方をもう少しゆるやかにして幅広く認めていった方がいいのではないかとこのように思っております。これも生涯学習の、どこでも学習ができるようにという意味では、生涯学習に位置づけてもいいのだらうと思います。

○ 5 番目です。従来ですと大学の生涯学習機能という公開講座ということに決まっていたわけです。全体の中でみると、このあたりに位置づけていいのではないかと私は思っております。公開講座につきましては、今、様々なところでいろいろ行われております。新しい試みとしては、衛星通信を使って大学の公開講座を身近な地域レベルでも自由に聞いてもらおうということで、大学の公開講座を衛星通信で地域の公民館等に送るという事業を、もう既に数年、実験的な調査をしてきております。平成11年度からは本格的に進めようということでやっております。それから、大学等が公開講座などをやる場合に、独自におやりになってももちろんいいわけですが、地域での公共団体、あるいは社会教育施設などと連携してやると非常に効果的に実施ができます。山形市などのケースのように、いろいろなユニークな連携した地域での公開講座というのが非常に上手くやられるようなケースが増えてきております。ぜひ、地域のことをよく知っております地域の公共団体、あるいは施設と連携をしてやっていただいたらいいのではないかと考えております。それから、公開講座の履習を大学としての単位として認定したいということが、最近ずいぶん多くなってきております。元々は、必ずしも公開講座を終えたから大学の単位が欲しいという市民のニーズというのは多くなかったと思います。しかし、この数年非常に強くなっています。かなりいろいろな公開講座がたくさん出てきたこと、また住民もいろいろなものを受講してきたということからでしょうか、そろそろ次の段階としてせつかく学習したのだから大学の単位として認めて欲しい、そしてそれを積み上げていきたいということがニーズとして強くなってきております。今の考え方では授業科目を聞いてもらえば単位にできるわけですが、いわゆる大学公開講座を聞いただけでは大学としての正規の単位にはできないということで、実は臨教審の答申でも大学の公開講座について一定水準以上のものは大学の判断で単位化したらどうだというのが既に出ております。これもぜひ、そういう方向で詰めていったらいいのではないかと考えております。現実にはどういうふうになっているかという、二枚看板方式ということで、大学の公

開講座であると共に授業科目であるというふうに位置づけをして公開講座を聞いてもらって大学の単位を出すということになっているわけです。ところが、授業科目を履修するためには、科目等履修生制度にのって行わなければいけないということです。そうしますと、授業科目を受ける分だけお金がいるということになります。国立大学ですと、科目等履修生制度で1単位とる場合に大体1万円位です。それだけだとリーズナブルかなと思うのですが、学生としての登録料が3万円位あります。それから、検定をする場合ですと検定料もいます。これが1万円位です。初めて1単位を取ろうということになると5万円位かかってしまうことになります。そういうことになると、本来は公開講座を聞いて、そしてそれが単位になるということで済むわけですが、単位を取ることを制度的にクリアするためには5万円余計に払わなければいけないということになってしまうわけです。何とか直接認定するようにした方がいいのではないかと考えております。大学の公開講座は、ほとんど成人向けのものですが、最近は子供たちの理科離れだとか工学離れということで、理工系の先生方が中心になって子供たちのための講座を設けようということで、いろいろな形で進んできております。これは、子供たちに大学の実際の様子をよく見ってもらうことにもなりますし、学問の面白さを理解してもらうということで非常に有意義だと思っております。大学を子供たちが選ぶ場合に、どうしても偏差値ということになりがちです。そういうものを打ち破るためにも、実際に大学の様子がよくわかるということ、先生方の教え方もよくわかるということで、そういう面からもぜひ必要ではないかと思っております。大学によっては、そういう若い人たちのPRという面も含めて位置づけをして積極的に青少年のための講座を持っているところが増えてきていると思います。ぜひ、これは拡充していただきたい事業ではないかと思っております。遅ればせながら、今年の11年の文部省の予算では、専修学校についても補助金を出しまして、高校生への土曜日、夏休みの専修学校体験学習を進めようとしております。これは新しいところであります。それから、地域とのかかわりでいえば、学校開放というのも実態としてはそんな数が出ております。今までは体育施設中心だったわけですが、最近では学部の付属図書館等々が積極的に地域に開放事業を行っております。また、ユニバーシティ・ミュージアムということで、非常に素晴らしい機能をもった総合的な博物館が東大、京大にできてきております。さらに、5ページですと、図書館についても地域開放が少しずつ進んできている状況にあります。直接は関係ないかもしれませんが、法政大学では市民に大学の図書館を開放しようということでやっております。もっともこれは、登録制で利用料を取りながら地域の人たちに開放するというものですが、そういうところも出てきております。面白い取り組みかなと思っております。それから、施設の開放と共に、大学でのボランティアの受け入れも非常に盛んになってきました。東大のここにこボランティアはいろいろなところで取り上げられております。筑波大学の図書館のボランティアも規模が大きくなっております。個々の付属施設での受け入れがメインですが、生涯教育学会の発表を聞いて面白いと思いましたのは、九州の3大学では法人が同一ですので共同でやっているようですが、キャンパス市民ボランティア事業という位置づけをして、そこにありますような様々な分野について市民のボランティアを登録させて、大学での様々な活動でボランティアに仕事をしてもらっているということです。大学が様々な機能を

もっていますので、ボランティアの人が活動できる場を設定しやすいということで、むしろそれも大学の必要な任務だということでもやられております。留学生の支援というのはわかりやすい、図書館のボランティアもわかりやすいのですが、書道とか茶道というのものもあるわけです。どうしたことなのかと思いましたが、大学で記念行事などがある時に看板に書くのをボランティアにお願いするということなんです。考えようによっては、大学というのはボランティアの活動の場所として様々なものを持っているということで、大学としては非常に力を入れてやられているようです。おそらくこれも地域の人々の学習成果の活用を大学が提供しているということだろうと思います。大学が地域に受け入れられるといいますか、地域の人々からの大きな理解を得るという意味で、ある意味では大学の生き残り策の1つというふうにも位置づけられるのではないかと考えております。いい試みではないかと思えます。もちろん、これをやるためには大学側としては様々な条件整備が必要になってきます。大学の意識をはっきりさせて、こういうことをやるだけの価値はあるのではないかと考えております。

それから、5ページになります。誰でも学習できるようにするという観点からも様々な改革の項目が出てくると思えます。1つは、編入学の拡大ということです。高等教育機関は、いわば複線型になっています。様々な短期高等教育機関も中に含めて、多様な教育機関からできております。しかし、なかなか縦の学習の継続、短期高等教育機関から4大、大学院という流れがあまりよくない。あるいは、学部、学科間での移動という横のつながり、流動化も他の国に比べると非常に難しいということがあります。これも、誰でもが学習できるようにしなければいけないということからすれば大きな問題だろうと考えております。そこで、編入学の拡大ですが、短大、高専の卒業生については既に古くから制度化がされております。しかし、実態的に編入学した数を、入学定員に比べてみると3%位にしかありません。制度はあるけれども適用の数はすくないという問題があります。最近ですと、3年時編入のための定員枠、大きなものをもった大学がいくつか出てきております。関西外語なども非常に大きな枠をもっています。従来のところでは、ほとんどが若干名ということです。空きがあれば入れてあげますよという位置づけになっております。なかなか入る方も、受け入れる方も本格的になれないということから、ぜひ大型の定員枠がほしいところです。そうでないと3%というのは大きくなってこないのではないかと思えます。あるいは、受け入れの側で、短大なり高専なりについての評価が非常に低いということがあります。同じ大学法人の中でも、短大から4大に移る場合には、短大で取った単位そのままは認めないとか、あるいは認めるけれども3年時には編入させずに2年時だとか、あるいは3年時には入れるけれども卒業までは3年間やってもらわなければいけないというふうな大学も少なくないということがあります。このあたりもう少し学習が継続できるようにという意味で、編入学が実質的に拡充していくことが必要ではないかと考えております。そういう意味では、専修学校の卒業生を編入学させる制度も今年の6月に学校教育法を改正して認められたところでもあります。卒業生は同様に学位授与機構による学位認定の基礎資格も認められるということになっております。2年以上で専修学校の総授業時数が年間1,700時間以上というところでそれが認められる。また、既に卒業している者についても編入ができるようになるということで、専修学校関係者は非常に喜

んでおります。実際に専修学校の卒業生がどの位大学に進むかはわかりませんが、ややもすると日本の短期高等教育機関は先がないのではないかとということで閉塞感が比較的強いわけですが、こういうところで風穴が開いてくるのは非常にいいことではないかと思っております。生涯学習局から高等教育局に前からこれをお願いしていたのですが、やっと今回認められたということです。実は、専修学校以外にもいくつか要望があります。労働省からは職能短大もぜひお願いをしたいと。また、初中局は高等学校の専攻科の卒業生も然るべき年次に編入させてほしいということもあります。なかなかしかし、それらについては難しいということで今のところ文部省は認めておりません。また、政治的な問題にもなりますが、外国人学校の卒業生、これは各種学校に位置づけておりますが、これの大学入学資格については、実態的にはかなりの私立大学を中心に認めているという例もありますが、文部省としては適当でないということで凍結しております。ここもどういふふうに判断するか、生涯学習の観点だけからは判断できないと思っておりますが、生涯学習の観点からすれば、なるべくそういう形式的な制限を緩和していくという方向で考えていくべきではないかと思っております。学部、学科、専攻間の移動ということでは、既に医学部の学士入学ということも最近非常に強く出てきております。医学部だけに限らず様々なところで横の流動化ということも進めていく必要があるだろうと思っております。

5 ページの下になります。大学院の入学資格の弾力化ということです。これも短期高等教育の関係です。短大、高専の卒業生については、社会に出てかなりの実務経験を持ち、あるいは研究経歴をもっているけれども、大学院の基礎的な資格をとるためには改めて学士号をとる必要があるということになっているわけですが、これも生涯学習の観点からいうと、特に大学院ですので実力、あるいは学習教育を受けるだけの能力が確かめられれば大学卒の資格がなくてもいいのではないかとということになります。実は平成3年の時の大学審議会でも議論になりました。ほとんど認めていいのではないかとということまでいったのですが、当時としては高専関係様々な改革案も出ておりましたので、少し様子を見ながら進めたらどうかということで検討事項ということになっておりました。これまでずっと検討しておりますので、そろそろもう一度改めて議論していただいて、実務、あるいは研究経歴で大学院修士への入学資格を認めるということをぜひ進めてほしいと思っております。大学院の博士の入学資格については、修士2年を終えなくても研究経歴、実務経歴で入学資格を認めるということになっております。短期高等教育機関についても同様な措置をぜひ制度化していくべきだと思っております。6 ページになりますが、専門高校、総合学科などからの入学についても、特別選抜等々で入学しやすくということが進んできております。これも同様な理由から必要だと思っております。

5 番目として、大学と専門学校のダブルスクールというものも推進してもいいのではないかと意味で上げております。実は、平成3年の設置基準の前までは、大学生が専門学校に通うというダブルスクールをするということについて、外からいろいろ聞かれた場合には好ましくないから止めるようにという指導を窓口ではしておりました。大学の設置基準と専修学校の設置基準を考えると、両者は並び立つはずがない、計算上両方履修できるはずがないので適当ではないというふうなことをいっていたわけですが、平成3年の設置基準の改正の時の議論の中では、むしろ勉

強したいという人がそれぞれの課程に入って学習するというのはいいことであって、別に制限する必要はないということが審議会の中でも出ておりました。今は、悪いことではないという立場に立っていると思います。通信と専門学校の両方に在学をして、専修学校の終了と大学卒の資格も同時にとるとということが産能大とか近畿大でやられていたと思います。こういうことも悪いことではない。推進すべきではないかと思っております。ダブルスクールのデータはあまりないのですが、たまたまそこにありますような、東京の実態調査ですが、経験をした人という意味でとった時に2割弱の経験があるという実態も見ることがあるのではないかと思っております。最近では大学の中で職業資格をとるような活動を大学として用意するということも出ております。課外の活動が多いようですが、それに対して専門学校が連携をして事業をする、大学としても外部の力を借りて職業教育についてのニーズをカバーしていくようなことを進めるということも出てきているようです。それから、科目等履修生制度ですが、これもぜひ拡充したいと思っております。先ほども出てきましたが、結局、なかなか大きく進んでいけない理由の1つには、お金が結構かかるということがあります。当時、制度化した時は、聴講生制度がありましたので、それと同じ形、仕組みでいいということで制度化したのですが、後で考えてみますと、1単位1万円位はいいと思うのですが、その他の登録料や検定料等は額が高すぎて、そのためになかなか拡充が進まないのではないかと。そういうことからすれば、もう1回、経費の問題についても改めて検討しなおしたらどうだろうかと思っております。それから、科目等履修生でいろいろ単位をとった者について、どう総合的に評価していくのか、どう学位に結びつけていくのか。これが重要な課題になっております。単位累積加算制度ということです。現在も学位授与機構で、一部短期高等機関終了者については行われておりますが、生涯学習の観点からすればぜひ高等教育段階はもちろんです。その他の社会教育のレベルにおける様々な学習についても単位として認めて、最終的には学位なりに結実するようなシステムをぜひつくっていただきたいと思っております。生涯学習審議会の答申が間もなく出るということですが、ここの中でもぜひそういう項目を入れるべきだという議論があります。おそらく何らかの形で幅広く認めてほしいということが出ると思います。大学審議会では、高等教育段階でのレベルの者については前向きに検討するというのが出ております。私共からすると、もう少し幅広く見てほしいということでもあります。それから、社会人向けの短期集中コースの拡充です。なかなか正規の課程を弾力化しても、それだけでは難しいだろうということで、社会人が入りやすいような様々なコースもつくっていくべきではないかというふうにも思っております。最近では、工学部などについております地域共同研究センターあたりで、気がついてみますと結構中身の濃いコースが地元のニーズに応じてやられているということでもあります。長崎大ですと20日間44時間という、かなりまとまったものができてきております。様々なところで、1日、2日というものではなくて、正規のコースまではいかない中間的な様々な内容の、しかも密度の濃いものがニーズとして高いのではないかと思っております。そういうふうにも、いつでも、どこでも、誰でも学習がよりよくできるようにということで、いろいろな改善が必要だろうということを申し上げました。それを総合的に、実質的に進めていくためには、やはり、学習ができるだけの社会的な条件整備というのも必要だと、いよいよその段階に入っ

てきたのではないかと思います。大学での受け入れのいろいろな形を考えるとということも当然ですが、条件整備ということではいくつか課題があると思います。大学レベルですと、生涯学習教育研究センターが随分できております。特に、私立大学では毎年10、20というレベルでどんどん増えてきております。これが大学の生涯学習機能を高める上で非常に大きな役割を持つと同時に、その機能を社会に対して開いていく上で重要になるのではないかと考えております。

それから、リフレッシュ教育対応講座です。国立大学の関係だけですが、社会人を多く受け入れている大学については、人的な面でも配慮しましょうということで、社会人教育のための講座を平成7年度からつくってきております。まだこの程度ですが、文系、理系と様々な形で講座をつくるということです。学生の増が見込まれるところでは、どんどん文部省に要求されたいのではないかと考えております。それから、本格的に生涯学習機能を高めていく前提となるものとして、大学の中で教員の業績、評価について生涯学習絡みでの様々な活動が教員の業績の一部として認められるような方向になっていかないといけないのではないかと。せっかくいろいろな活動をして、学内での評価の対象にならないということではなかなか進まないと思います。最近では、評価項目の中に入れるところも多くなってきていると思いますが、ぜひ改善をしていただきたいと思っております。

4番目ですが、これはあまり知られていないのかもしれませんが、平成2年の時に経団連をお願いをして、先端技術者育成トラストという社会人教育をする大学を支援するためにトラストというものをつくっていただいております。これは、寄付金をもらうのはなかなか大変だ、企業も出しにくいということで、信託で運用してその運用益は全部大学の方に回そうという仕組みです。企業は、信託銀行に一定額預けておき、収益金を大学に配るわけです。配るのは社団法人の日本工学教育協会です。いざとなれば企業は、景気が悪くなってどうしても元本を戻してほしいということになれば、出資していた額は戻りますよという仕組みになっています。経団連の呼びかけということで、これの数倍の基金が集まって運営されておりましたので、いろいろなお金をお金を配ることができました。今、バブルが終わり、随分減っていますので、なかなか大変な時期になってきております。国立大学だけではなくて、実績を見ていただいても、私立の学校にも一生懸命やっているところには配ろうということで運営されております。今はあまりできていないと思っておりますが、また景気がよくなったら産業界に多く出してもらおうということです。当時は、経団連は、教育には文句をいうけれども金は出さないということが随分ありましたので、私共としては、特に大企業は工学系の大学卒業生、優秀な技術者のタマゴを国の税金で養成をして企業に渡すのであるから、企業も当然それに見合って国立大学を支援すべきだということをお願いしました。フランスでは国立大学の卒業生を企業が採用する時に、1人当たりいくらという税金を払わなければいけないという制度があると聞きました。日本でも企業の責任を果してほしいということをお願いしたわけです。それから、社会人の大学への再入学がなかなか進まないということは、やはり企業の中での働き方にも随分問題があるのだろうと思います。勤務時間が長い。また、大学で勉強するということについて、なかなか理解が得にくいということがありまして、そういうところを改善していかなければ大きな発展がないのではないかと考えております。ぜひ、労働省あ

たりと組んで様々な施策を展開するというのも、生涯学習の大きな課題だろうと思っております。最近では、企業の計画の中で人材養成をするということから個人の自己啓発に任せて、それを支援しようというふうに企業の方でも変わっているようです。自己啓発に対する支援については、一応あるという企業は8割位です。こういうところを、もっともっと広げていてもらいたいということを、労働省を通じていうようにしたいと思っております。

8ページです。昔からいわれておりますが、有給の教育訓練休暇制度です。平成9年の調査報告書で見ますと、まだ非常に少ないです。制度のない企業が76.5%。あるのが2割ちょっとです。ないところでも、導入の予定があるというところが少ない。ここは問題だろうと思います。あると答えた企業でも、実際に付与した休暇の日数は1日未満が1割です。3日未満が6割弱です。1日から3日未満で7割位ですので、教育訓練の休暇としてはあまりにも短すぎるだろうと思っておりますし、このあたりが社会人教育を進める上でのネックになっているのだろうと思います。また、労働者がどこで教育訓練を受けたいか3つまで上げなさいという答えの中に、残念ながら専修学校、大学、大学院というのは相当低いところにあるわけです。今のままでは企業も支援の基盤をつくっていないし、労働者も大学についてはあまり期待をしていないということがあります。教育の内容、履修方法の改善、国による就学の支援など様々なことを展開していかないと、今の水準から大きく伸びないだろうと思います。遅ればせながら、国の財政支援も少しずつ始まってきています。文部省としては、ぜひやりたいと思っているのですがなかなか進んでいないのが奨学金です。社会人に聞きますと、1番ネックになっているのは時間をどう確保するかということ、次に出てくるのは結構金がかかるということです。現在は、一般の育英奨学金の中で行われているはずですが、やはり、育英奨学という制度とはちょっと違いますので、社会人のための新たな奨学金制度、あるいは民間のローンの制度でもいいと思いますが、そういうものを少し拡充しないといけないだろうということです。最近の動きでは、むしろ労働省の方がいろいろやっております。1つは、自己啓発について国が直接個人に対して補助金を出そうというのを昨年12月からやっています。雇用保険5年以上の者については年齢にかかわらず、受講料の8割までを出そうということで、結構講座があります。主には職業系ですので、専修学校をたくさん指定してほしいということで調整をしております。次回の指定期で相当増えてくるだろうと期待をしております。労働省では、専修学校に対して職業訓練の委託授業を拡充するということを今年計画しています。今、調整をしているところです。雇用促進事業団から委託をされるという形で、1人あたり1月6万円、内容によっては9万円まで委託費が出るということになります。職業系の生涯学習を推進するという意味では非常に大きな効果があると思っております。労働省と連携をとりながら、そういう制度が上手く機能していくようにしたいと思っております。文部省自体でも独自の支援策を、これから実施をしないと拡充はとてできないだろうという思いをもっております。

生涯学習理念に基づく高等教育改革

平成11年3月29日
政策研究大学院 今野雅裕

I. 生涯学習政策の大目標

生涯学習社会の構築：

「人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、
その成果が適切に評価されるような社会」

II. 生涯学習理念による教育改革の方向

(1) 多様な学習機会の確保：「いつでも、どこでも、誰でも」にかかわり3つの視点

i いつでも；（時期・時間の制約からの自由）

生涯のどの時期でも、年間・1日を通じてどの時間でも学習を可能にする。

社会人入学の促進、定時制・通信制・昼夜開講制、

ii どこでも；（場所の制約からの自由）

個人の学習に的確に対応するため、関連する教育的諸機関の機能連携を図ることが必要。

ネットワーク形成、単位互換、学校外活動の単位認定、インターンシップ

iii だれでも；（教育を受ける資格の制約からの自由）

学習者個人の自主的・主体的な学習を前提に、選択可能性の拡大

入学資格弾力化、編入学、科目等履修生制度、長期・短期の修業年限、

(2) 学習成果評価・活用システムの構築

学外の多様な学習活動の評価、単位累積加算、学位評価

* 生涯学習社会における高等教育機関の位置づけ

生涯学習社会実現のための不可欠な機関（生涯審答申H8.4）

社会の高度化・複雑化などにより、人々の学習ニーズが多様化・高度化

* すべての年齢層の人々のための高度な学習・教育機関へ

* 学習者に身近な地域社会での役割・貢献

III. 改革方策

< i >いつでも学べるための改革

(1) 放送大学の拡充

○教員免許状の上進、学校図書館司書教諭の資格取得、社教主事の資格取得に活用。

○高校での単位認定に活用。：H11年度2学期から、選科・科目履修生の入学資格を15歳以上（現行18歳以上）に変更する。

○学習センターの全都道府県に整備。H11；サテライトスペース（旭川市、北九州市）も。

●職業能力養成型科目の拡充。

●大学院修士課程の設置。

(2) 主として社会人を対象とする課程の設置

- 政策研究大学院大学、東大法学政治学研究科専修コース、神戸大大学院法学研究科法政策専攻企業取引法コース、公共政策コース
- 中央大総合政策研究科 国際企業関係法専攻、総合政策専攻；昼夜開講
- 名古屋市立大学経済学研究科「日本経済・経営」専攻（M）
- 社会人のみを対象。昼夜開講制

(3) 社会人特別選抜拡大

- 現状（H9）288大学・4,728人
- AO入試・通年で入学選考
- 教育内容・方法、社会人修学のための条件整備などでの抜本的改革が必要
- 夜間大学院 H9学部45大学、145大学院
- 通信課程
- 大学・短大 H9在学者19万5千人（放送大学は除く）修了率低い。
- スクーリング；身近な場所、都合のいい時間、大学外での学習成果の代替、単位数
- 修士課程の制度化（H10設置基準改正）
- 博士課程の制度化要請

(4) 修業年限の弾力化

- a 長期・短期の修業年限の設定
- 1年の修士課程制度化（大学審H10答申）
- 長期在学コース（大学審H10答申）
- b 寄り道・道草型履修
- 職業等とのサンドウィッチ型履修形態の創設（生涯審H8答申）
- 入学を許可された者の次年度入学（生涯審H8答申）

< ii > どこでも学べるための改革

(1) 大学間ネットワーク拡大；コンソーシアムの構築促進

- 国立大と公私立大との単位互換にかかる授業料の不徴収措置（文部省通知）
- H8.11 大学間相互単位互換協定に基づく特別聴講学生授業料の相互不徴収
- H10.8 文部省との事前協議→事後報告
- ◇多摩国立5大学：電通大、一橋大、東京学芸大、東京農工大、東京外国語大
- 単位互換協定、300科目以上の開講予定、30単位まで受講可能、8から16単位卒業要件単位として認められる。対象学生 2年生以上
- 説明会、講義概要、附属図書館等利用可。授業料不徴収。

◇「大学コンソーシアム京都」 H6～。H10、3財団法人化

H9：43私立大学・短大参加、101科目、3,500人登録。市内全学生の2.5%

「シティーカレッジ」H10：30大学・短大参加、108科目提供

社会人に正規の授業開放、修得単位認定、受講者は全大学の図書館利用可

◇首都圏西部大学単位互換協定

(町田市) 玉川大、桜美林大(相模原市) 北里大、麻布大、女子美大、相模女子大、

(伊勢原市) 産能大、(厚木市) 昭和音大、東京工芸大、神奈川工科大 10大学

(伊勢原市) 恵泉女学園短大、(川崎市) 調布学園短大など8短大。 國學院大、

東京農大：大半が小田急線沿線。互換科目各校5-10、合計で200前後

◇産能短大、東横短大、武蔵工大； 単位互換

◇千葉県私立大学短期大学協会

加盟37校(22が4大、15が短大)で単位互換制度 H10、4から導入

特別聴講学生として受け入れ。各校2・3科目設定 全体で70-100科目

◇国立和歌山大学・県立和歌山医科大学・私立高野山大学：共同公開講座

◇京阪奈大学生涯学習ネット 97、8設立

大阪大(吹田市)、関西大(同)、大阪府立大(堺市)、関西学院大(西宮市)

帝塚山大(奈良市)など15大学・機関が共同で統一テーマでの講座実施。

H10は11月の1週間。テーマ：人・都市・文化。大阪府立文化情報センター

◇太宰府キャンパスネットワーク会議

市長、教育長、第一経済大、第一保育短大、筑紫女学園大学、筑紫女学園短大、

福岡国際大、福岡女子短大、九州情報大、麻生福岡短大、国士館大福祉専門学校、

福岡県立看護専門学校：市民講座、施設開放、大学間交流など実施H10、8設置

◇東京7短大ネットワーク

産能、東横、青山学院女子、東洋女子、目白学園女子、立教女学院

：入試募集、図書館利用

(2) 外部での学習の成果の単位認定

●文部大臣の対象範囲指定告示の追加

文部以外の大蔵大臣認定技能審査、大学公開講座、ボランティア活動・インターン

シップでの学習成果など

(3) 連携大学院の拡充

埼玉大理工学研究科と理化学研究所

電通大情報科学研究科とNTT研究所、J R研究所等

東京芸大美学研究科と東京国立文化財研

東北大文学研究科と宮城県立東北歴史資料館

(4) 履修場所の弾力化（サテライトでの履修）

- 北海道医療大学→札幌市北区
- 中部大学（春日井市）→名古屋市中区（鶴舞駅前）；経営情報学研究科
- 多摩大学→新宿京王プラザビル＜公開講座＞
- 仏教大学→京都市地下鉄駅の真上
- 和光大学→小田急鶴川駅前ビル
- 中央大学→お茶の水学友会館
- 大阪大学国際公共政策研究科（大阪府豊中市）→千里中央駅前ビル
- 慶応大学→アークヒルズ

(5) 公開講座の拡充

- 衛星通信利用で公民館へ H11予算 全国14カ所で事業実施

社会教育施設等での出前講座

- *高等教育機関個々の情報が地域の人々に分かりやすく提供される必要。
- 地方公共団体の仲立ちの必要。

●大学の単位としての認定：

- 2枚・3枚看板方式；経費がかり過ぎる
- 直接認定方式が必要 臨教審で既に答申済み

青少年のための学習機会の提供

- ◇茨城大学「一日体験化学教室」
- ◇岐阜大学「出前講座・おもしろ生き物科学」
- ◇工学院大学「大学の先生と楽しむ理科教室」60テーマの工作・実験
- ◇東海大学 海洋科学博物館「夜の水族館見学ツアー」
- ◇東京学芸大学 小学生対象の冒険学校
- ◇信州大学教育学部「YOU遊サタデー」
- ◇群馬大工学部 中高へ 出前講座 年5回程度
- ◆「土曜日・夏休み専修学校体験学習」事業平成11年度予算
全国10カ所 1カ所当たり10校 計100校 1億円

(6) 体育施設開放促進

H8：国立大80，公立大34，私立大420大学で開放。利用者225万人

博物館の拡充

- ユニバーシティ・ミュージアム；東大総合研究博物館、京大総合博物館
- ◇秋田大学鉱山学部付属「鉱業博物館」、◇東京農工大学工学部付属「繊維博物館」
- ◇学校法人文化学園「服飾博物館」

図書館 学外者の利用を認めている大学 (総数の560大学(99%)の図書館数(A))

うち地域住民等に利用を認める大学 475(85%)

うち利用の範囲 情報検索 (市大日 299 大中 53)

館内閲覧 558 99

館外貸出 211 38

◇法政大学・多摩図書館(町田市)の市民開放

18歳以上の地域在住・在勤者

利用料:年間3千円で登録。館内閲覧。開架図書(11万冊)については館外貸出。

(7) ボランティアの受け入れ拡充

◇東大付属病院「にこにこボランティア」 ◇筑波大付属図書館

◇九州共立大・九州女子大・九州女子短大「キャンパス市民ボランティア」事業

留学生支援、図書館ボランティア、幼児教育、茶道、書道、生涯学習センター事

業支援など H9.11登録市民230名

大学側は受入条件整備(スペース、ロッカー、駐車場など)

<iii>誰でも学習できるための改革

(1) 編入学制度の拡大

○短大・高専卒業生の実態:入定との比率で約3%。

◆3年次編入の大型定員枠の設定必要。

◆受け入れ側の意識改革の必要。

○専門学校卒業生の大学への編入学制度創設;平成10年6月学校教育法一部改正。

平成11年4月から実施

学位授与機構による学位認定の基礎資格も認められることとなった。

適用者:修業年限2年以上、総授業時数1,700時間以上の専修学校専門課程修了者

(以前に既に卒業している者でも上記基準に該当していれば、適用可。)

●高等学校専攻科卒業生、職業能力開発短期大学校卒業生についての要望も強い。

*外国人学校(各種学校)卒業生の大学入学資格問題も

(2) 学部・学科・専攻間の移動の柔軟化

入「21世紀医学・医療懇談会報告」

医学部の学士入学制度(大阪大、群馬大、島根医科大、千葉大、神戸大など)

(3) 大学院入学資格弾力化

●短大・高専卒業生について実務・研究経歴により認めることが必要;大学審H3言及

(大学卒業生の博士課程へ入学資格は、2年以上の研究・実務経験で可;H1改正済み)

(4) 専門高校・総合学科からの大学入学の拡大

○特別選抜の現状 (H10年度入試) 10国立大12学部募集人員67名

職業教育系卒業生の推薦入学 (H9年度入試) 国公私大120大学201学部5千人

(5) 大学と専門学校とのダブルスクール

○通信制課程と専修学校とのダブルスクール

◇産能大、近畿大では、専門学校生をその通信課程に在学させ、一部履修認定等を行い学習の便宜を図り、ダブルスクールを支援している。

○経験者17.7% (女子23.5%、男子10.8%)

97.6 (社)東京広告協会「キャンパスライフに関する意識調査」

○大学内での(専修学校による)資格取得教育事業

立命館大 資格取得講座; 18講座62コース開設、全学生の3分の1が受講

千葉経済大 日本経営労務協会資格取得部 簿記・宅建・公務員 課外、校舎で

法政大 専門学校と連携(プログラムは共同開発) 宅建・公務員

連携の場合: 受講料は専門学校通学に比べ半額から3分の1程度

(6) 科目等履修生制度の拡充

●経費の軽減の必要(国立)1単位約1万円はいいが、登録料・検定料は非現実的

単位累積加算制度の拡充

○高等教育段階での多様な累積加算について検討 大学審答申

●社会教育における学習成果についても要検討 生涯審でも議論

(7) 社会人向けの短期集中コースの拡充

○地域共同研究センター(H9) 各センターで拡充傾向

長崎大「エレクトロニクス制御の基礎と実務コース」20日44時間

富山大「情報処理コース」10日30時間

<iv>生涯学習推進のための条件整備

(1) 生涯学習教育研究センター設置

国立大19(H10)。公立大12, 私立大97(H9)

(2) リフレッシュ教育対応講座設置(平成7年度から。国立10年度)

(文科系)

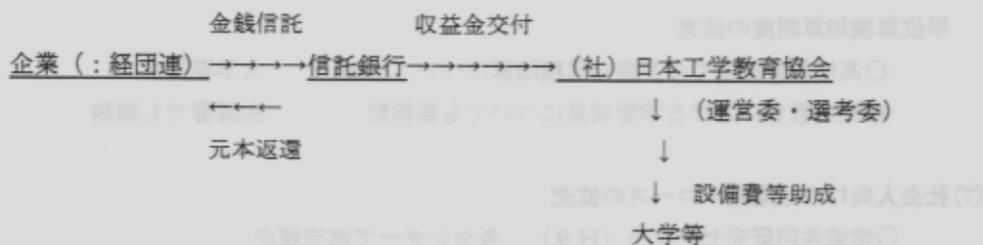
神戸大	経営学研究科	マネジメント・システム専攻	消費文化分析講座
		企業システム	比較経営システム
	法学	私法	私法総合
九大	法学	公法学	トランスナショナル法

阪大	経済学	経営学	システム科学
北大	教育学	教育制度	教育実践計画論
豊橋技科大	工学	電気・電子工学／電子・情報工学	クリーンパワー変換工学
		知識情報工学／電子・情報工学	マルチメディア教育工学
長岡技科大	工学	電子機器工学／情報・制御工学	国際産業開発システム学
		電気・電子システム工学／情報・制御工学	マルチメディア教育工学
京都工芸繊維大	工芸科学	応用生物学／機能科学	機能創成科学
九工大	芸術工学	情報伝達	応用情報伝達
筑波大	農学	農林工学／応用生物化学	
広島大	工学	システム工学	人間情報科学
鳥取大	工学	機械工学／情報生産工学	生産環境システム

(3) 大学における教員の業績評価の改善

(4) 先端技術者育成トラスト（経団連：平成2年度から）

企業からの信託金の運用益を、社会人技術者のリフレッシュ教育事業を行う大学・高専等に助成する仕組み。



基金（平成10年度）：9社協力：2億5,400万円

- 助成実績
- H2 九工大
 - H3 東京電気大、豊橋技科大
 - H4 信州大、京都工芸繊維大、徳山高専
 - H5 東大（政治学科）、北海道工大、八代高専
 - H6 千葉工大、電通大、立命館大、広島大集積化システムセンター、東京高専
 - ↓（略）
 - H9 山形大地域協同研究センター、一関高専、大分高専
 - H10 阿南高専、熊本電波高専

(5) 自己啓発への企業による支援（H7 労働省民間教育訓練実態調査報告書）

企業の自己啓発支援	あり 80.0%
→ 受講料等の金銭的援助している	70.2%
就業時間への配慮	53.2%
教育訓練への情報提供	53.1%

有給教育訓練休暇制度（H9労働省民間教育訓練実態調査報告書）

制度のない企業76.5%→今後の導入予定なし76.0% 検討中21.6% あり0.9%

ある企業21.8%→付与した休暇日数 1日未満 9.9%

1日以上3日未満 58.7%

3日以上10日未満21.6%

*労働者の希望する教育訓練（3つまで選択可）

民間教育訓練機関のセミナー 66.6%

自社内集合教育訓練 38.5%

通信教育講座 34.0%

関連会社等他社の教育訓練 30.2%

△専修・各種・大学・大学院 27.3%

フレックスタイム制の拡充

(6) 国による財政的支援の拡大

●社会人のための新たな奨学金制度の創設の必要

●個人主導の職業能力開発への助成

◇教育訓練給付制度（労働省の施策） H10.12から

雇用保険5年以上の加入者

指定された各種講座受講後 入学金・受講料の8割（上限20万円）を国が補助
日数やレポート提出などなどの終了要件を満たせば、可否に関わりなく支給
修了証明、領収書などを公共職業安定所に提出。職安から交付を受ける。

受講期間：通学制：1ヶ月から1年以内、受講時間50時間以上

通信制：3ヶ月以上1年以内

労働大臣指定 239施設 3445講座：H11.4からは+750コース

（通学制）1570；税務485・簿記190・中小企業診断183・社会保険165・宅地建物取引115

（通信制）1875；生産管理160・税務154・法務総務115・経理財務107

平成11年度予算；33万人分270億円計上

→ 次期指定期に、専修学校での講座の認定拡大を要請。

●専修学校等への委託訓練の拡大実施（労働省の施策）

雇用促進事業団・都道府県は、45歳以上60歳の未満非離職者に対する公共職業訓練を専修学校等に委託実施する（平成11年度末まで）。

訓練期間：3月、6月または1年。週5日・1日6時間。昼間実施。

職種：OA事務、経理事務、情報処理、介護、造園、調理、建築等。

委託費：1人1月6万円（アビリティガーデン開発訓練相当のものは9万円）